

平成31年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【民 法】

### 設問1 (各2点) 計40点

次の文章の①から⑳に入る語句を答えなさい。なお、同一番号には同一文言が入るものとする。

- 1 近代民法の三大原則は、( ① )、( ② )と( ③ )である。
- 2 権利能力なき社団はその名義で不動産登記ができないとされている。その理由は登記が( ④ )であり、権利能力なき社団が実態として存在するか否かということが確認できないからであると判例は解している。
- 3 代理人がその権限を濫用した場合、現行法下では判例は、( ⑤ )を類推適用して相手方が悪意の場合には、保護されないとしている。この点について、改正法は( ⑥ )条の規定をおいて対処している。
- 4 集合物に譲渡担保権を設定するためには、目的動産がその「種類、( ⑦ )、( ⑧ )」などによって特定されていることが必要である。
- 5 土地が甲の単独所有であり、建物が甲と乙との共有の場合に、土地と建物に共同抵当権が設定され、別々の者が競落した場合には、( ⑨ )が成立する。
- 6 債権者が債務者からの債務の提供を受領しなかった場合を受領遅滞という。この法的性質については、( ⑩ )説と( ⑪ )説との対立があり、両説の具体的な帰結の違いは、債務者から( ⑫ )出来るかどうかという点にあるといわれている。しかし、( ⑩ )説の立場でも( ⑬ )を根拠として( ⑫ )が認められることがある。
- 7 債権譲渡を禁止する特約のある債権を譲渡した場合の効力については、( ⑭ )説と( ⑮ )説との対立があった。判例は( ⑭ )説であるといわれていたが、改正法では、( ⑮ )説を採用したとされる。
- 8 売買代金を請求する場合に、債権者は売買の成立のみを主張すればよく、物を引き渡したことを主張する必要はない。これは、物の引き渡しは、債務者から( ⑯ )が主張された場合に、債権者が主張すべき事実だからである。
- 9 現行法は、離婚について( ⑰ )を採用している。もっとも例外的に( ⑱ )からの離婚請求については認められない場合がある。
- 10 被相続人が遺言をした場合、相続人が( ⑲ )を行使するか否かは、個々の相続人の自由意思に委ねられている。その意味では、相続人が被相続人の生前に( ⑲ )を放棄することも自由とも考えられるが、被相続人から強要されないために( ⑳ )の許可を必要としている。

### 設問2 次の各問いに答えなさい (各20点)。

- 問1 現行法は、危険負担について債権者主義を採用しているが、改正法では債務者主義が採用されている。そこで、債権者主義の問題点を挙げて、債務者主義が採用された理由を説明しなさい。
- 問2 虚偽の嫡出子出生届がなされた。この場合に養子縁組としての効果は認められるかを、認知の効力との関係で検討しなさい。

設問3 次の文章を読んで、Yがどのように回答をすべきかについて答えなさい（各10点）。

以下は、専修大学法科大学院の教員Xと、学生Yとの会話である。

X 今日、建物についての話をします。そこで、次のような事例を検討しましょう。Aは、自己所有の土地甲に建物を建てることとし、建築業者Bとの間で、建物の建築についての請負契約を締結しました。このような例において、いくつかの問題を検討してみます。まず、Bが建物を建築し始めたとき、どの段階で建築途中の建物が、独立の不動産となりますか。この点についての判例を説明してください。

Y 回答1

X それでは、Bが建物の建築にとりかかったもののまだ独立の不動産となっていない時点で倒産したとします。そこで、Aは改めてCと請負契約を締結して、CはBが建築途中の建物について建築工事を行って建物を完成させました。この場合、建物の所有権は誰に帰属しますか。その理由は何ですか。

Y 回答2

X 少し事例を変えましょう。先ほどのAとBとの請負契約では、請負代金を1000万円、請負代金の支払時期を建物引渡し時と合意していました。この時、Bが建物を完成させて引き渡す以前の時点における建物の所有権は誰に帰属しますか。反対説を検討しながら、自説を述べてください。

Y 回答3

X それでは、Bが建物を完成させて、Aに建物を引き渡したあとAが建物を確認したところ、建物に瑕疵があり、その補修費用として200万円かかることが分かりました。そこで、Aは、Bからの請負代金支払いの請求に対して、200万円の損害賠償請求をしました。Aが相殺の意思表示をしていないことを前提として、AはBが200万円を支払うまでは1000万円を支払わないと主張することはできますか。

Y 回答4

以上